

ジェネリック医薬品の製造・販売などの事業を営んでいると偽って 社債購入を勧誘する「東洋堂製薬株式会社」に関する注意喚起

平成 28 年 3 月以降、ジェネリック医薬品の製造・販売などの事業を営んでいると偽って、無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「社債」といいます。）の購入を勧誘する事業者に係る相談が、各地の消費生活センター等に寄せられています。

消費者庁が調査したところ、「東洋堂製薬株式会社」（以下「東洋堂製薬」といいます。）の勧誘において消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実のことを告げること）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼び掛けます。

1. 事業者の概要

名 称	東洋堂製薬株式会社
所 在 地	東京都板橋区常盤台 1-2-1 常盤台 I Gビル 6 F
代 表 者	豊島 丈治
設 立	平成 2 年 11 月
資 本 金	4000 万円
事 業 内 容	医療用医薬品の製造・販売・健康食品販売

注 1：東洋堂製薬が消費者に提供した勧誘資料に記載されている内容です。

注 2：東洋堂製薬は、上記所在地に存在しません。

注 3：同名又は類似名の事業者と間違えないよう御注意ください。

2. 勧誘事例の概要

（概略図は 3 ページ）

- ① 東洋堂製薬は、消費者に対し、同社の会社概要及び事業内容とするジェネリック医薬品の概要を記載したパンフレットや社債の申込み用紙等一式（以下「勧誘資料」といいます。）が入った封筒（以下「封筒」といいます。）を送付してきます。
- ② その後、消費者に、東洋堂製薬の社債の購入を希望すると称する者（以下「購入希望者」といいます。）から電話があり、「封筒が届いている人しかその社債を購入することができない。」などと述べて、消費者に届いている封筒を購入希望者の元へ送るよう依頼してきます。
その依頼を消費者が断っても断らなくても、すぐに再び購入希望者から消費者に電話があり、消費者の名前で東洋堂製薬の社債購入の申込手続きができたためなどと述べて、「東洋堂製薬から私（購入希望者）との関係を尋ねる電話があった際には、私（購入希望者）をあなた（消費者）の遠い親戚であると答えてください。」と依頼してきます。
- ③ 消費者は、購入希望者の依頼を承諾してしまいます。

- ④ そのすぐ後、消費者に東洋堂製薬から購入希望者との関係を確認する電話があります。
- ⑤ 消費者は、「購入希望者は、私（消費者）の遠い親戚です。」と答えます。
- ⑥ その後、弁護士と名のる男性から消費者に電話があり、「名義を貸して社債を申し込んだことは違反行為であな（消費者）は逮捕されます。銀行口座も差し押さえられるので、すぐに銀行に行き、預けてあるお金を引き出してください。」などと指示されます。
- ⑦ 気が動転した消費者が預金を引き出した頃に再び弁護士と名のる男性から消費者に電話があり、「家にお金を置いていても持って行かれて危ないので、宅急便で送ってください。話がついたら預かったお金をお返しします。」などと述べて、消費者に対して金銭の送付を要求してきます。

3. 消費者の皆様へのアドバイス

- 当庁が調査した結果、東洋堂製薬には事業の実体がないことが強く疑われます。東洋堂製薬から勧誘資料が届いた場合又は東洋堂製薬の社債の購入希望者から東洋堂製薬の勧誘資料について電話で質問や依頼を受けた場合、決して応じず、すぐに電話を切ってください。
- 見知らぬ人や事業者からの「封筒が届いている人しか社債を購入することができない。」「あなた（消費者）の名前で社債の申込みができた。」「あなた（消費者）と私（購入希望者）の関係を尋ねる電話があった際は、私（購入希望者）をあなた（消費者）の親戚だと答えてほしい。」といった依頼は詐欺の手口です。見知らぬ人や事業者からこのような依頼を受けても決して応じず、すぐに電話を切りましょう。
- このような依頼に応じてしまい、後から「あなた（消費者）が名義を貸して社債を申し込んだことは違反行為であな（消費者）は逮捕されます。」「家にお金を置いていても持って行かれて危ないので、宅配便で送ってください。」などと言われて金銭の送付や送金を求められても、決して応じてはいけません。お金の送付や送金をする前に消費生活相談窓口（消費生活センター等）や警察に相談しましょう。
- 金融庁では、金融行政・金融サービスに関する一般的な御質問・御相談・御意見を金融サービス利用者相談室で受け付けるとともに、同庁のウェブサイト専用ページを設けて詐欺的な投資勧誘等への注意を促していますので、参考にしてください。
 - 金融庁金融サービス利用者相談室
受付時間 平日10時00分～17時00分
電話番号 0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）
 - 金融庁ウェブサイト：専用ページ「詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！」
<http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/attention.html>

◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等を御案内します。）

電話番号 **188**（いやや!）

◆ 警察相談専用電話

電話番号 **#9110**

公表内容に関する問合せ先
消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室
TEL : 03(3507)9187 FAX : 03(3507)7557

東洋堂製薬

弁護士と名のる者

購入希望者と
称する者

消費者

名義貸しは違反行為です！
あなたは逮捕されます！

お金を宅急便で送ってください！

私をあなたの**親戚**
だと教えてください。

① 勧誘資料の送付

親戚であるか
否かの確認

④ 購入希望者が

⑤ 認める回答

⑥ 名義貸しは違反行為である旨主張

⑦ 金銭の送付を要求

② 勧誘資料が消費者に送付されているかの確認
及び購入希望者が社債を購入したいので、購入希望者を消費者の親戚だと答えるよう依頼

③ 承諾

1. 事業者の概要

名 称	東洋堂製薬株式会社
所 在 地	東京都板橋区常盤台 1-2-1 常盤台 I Gビル 6 F
代 表 者	豊島 丈治
設 立	平成 2 年 11 月
資 本 金	4000 万円
事 業 内 容	医療用医薬品の製造・販売・健康食品販売

注 1：東洋堂製薬が消費者に提供した勧誘資料に記載されている内容です。

注 2：東洋堂製薬は、上記所在地に存在しません。

注 3：同名又は類似名の事業者と間違えないよう御注意ください。

2. 当庁が確認した事実

- 東洋堂製薬は、消費者に送付した勧誘資料に同社の事務所の所在地を掲載していますが、当該所在地に同社の事務所は存在しませんでした。
- 東洋堂製薬が消費者に送付した勧誘資料に記載している所在地に係る商業登記簿を確認したところ、当該所在地における東洋堂製薬の登記は存在しませんでした。
- 東洋堂製薬は、消費者に送付した勧誘資料の社債の申込用紙に振込先として同社名義の口座を記載していますが、当該口座は実在しないものでした。
- 東洋堂製薬が使用していると思われる電話番号 3 件について調査したところ、判明した契約者は、全て電話転送サービス事業者で、そのうち 2 件は解約済みであり、残り 1 件は契約中でしたが、いずれの電話番号も東洋堂製薬と連絡を取ることはできませんでした。

3. 具体的な勧誘事例の概要（勧誘資料については参考資料を参照）

- (1) 平成 28 年 3 月下旬頃、東洋堂製薬から消費者宅に封筒が届いた。その封筒には、東洋堂製薬の会社概要及び事業内容とするジェネリック医薬品の概要等が記載されたパンフレット、「社債に関する概要説明書兼お申し込み書」（社債に関する一般的な説明書及び東洋堂製薬の社債の申込み用紙）及び東洋堂製薬の担当者の名刺が入っていた。
- (2) その翌日頃、東洋堂製薬の社債の購入を希望すると称する者（以下「A」という。）から消費者に電話があり、封筒が届いているか聞かれたので、消費者は A に封筒が届いている旨回答した。すると A は消費者に、「東洋堂製薬の社債の申込みをしたいのですが、その封筒が届いている人しかその会社の社債を購入することができないので、あなた（消費者。以下同じ。）宛てに届いている封筒を私（A。以下同じ。）の元に送り返していただいでしょうか。」と依頼してきたが、消費者はその依頼を断った。
しかし、その後すぐに再び A から消費者に電話があり、「もう封筒を送り返して貰う必要はなく、あなたの名前で東洋堂製薬の社債購入の申込手続きができたため、東洋堂製薬からあなたに申込手続きをした私との関係を尋ねる電話があった際には、私をあなたの遠い親戚であると答えてください。」と依頼されたので、消費者は、自分の遠い親戚であると答えるだけで話が済むならと思い、A の依頼を承諾した。
- (3) A から電話のあったその日のうちに、東洋堂製薬の前記（1）の名刺の担当者名を名の男性から消費者に電話があり、「申込みの手続きをした A はあなたの遠い親戚だそうです

ね。」と聞かれたので、消費者は「はい。Aは私の遠い親戚ですよ。」と答えた。

- (4) その後、Aから消費者に、「あなたのお陰で申込みがうまくいきました。」と電話があった。
- (5) その翌日、弁護士と名のる男性（以下「B」という。）から消費者に電話があり、「あなたがAに名義を貸して社債を申し込んだことは違反行為であなたは逮捕され、あなたの銀行口座も差し押さえられるので、すぐに銀行に行き、預けてあるお金を引き出して、家でしっかり保管しておいてください。」と言われたので、消費者は大変なことになったと思い、Bの指示どおり、銀行に行き預金を引き出した。その後再びBから消費者に電話があり、「家にお金を置いていても持って行かれて危ないので、宅急便で送ってください。話がついたら預かったお金をお返しします。」などと述べて、金銭を送付するよう要求してきた。
- (6) 金銭の送付を要求され、不審に感じた消費者は、それ以上Bの話の聞かずに電話を切り、すぐに自宅の電話を留守番電話に切り替えるなどして電話に出ないようにし、被害に遭わずに済んだ。
- (7) また、消費者は今回の一連の出来事について最寄りの消費生活センターに相談をした。

(以上)



高品質で安全、かつ廉価なジェネリック医薬品。
健康と幸せを未来へ広げます。

ごあいさつ



平素より格別のご高配とご支援を賜りありがとうございます。

当社では、創業以来、患者さんの経済的負担が軽減される後発医薬品と呼ばれる安価な医薬品を販売し続けてまいりました。欧米では、そのような医薬品は広く普及しており、「一般的な」という意味で「ジェネリック医薬品」と呼ばれています。少子高齢化が早いペースで進み、

医療に係る給付費も増加することが見込まれています。この状況を踏まえ、政府は医療費の節減を図るため、ジェネリック医薬品の数量シェアを30%以上にするという目標を定め、ジェネリック医薬品の使用を促進する様々な施策を実施してきております。

このような追い風を受け、ジェネリック医薬品市場は年々拡大してきているように思われます。

私たちも、ジェネリック医薬品の「安定供給」「品質確保」「情報提供」を充実していくだけではなく、患者さんも服用しやすく、医療現場でも扱いやすい、付加価値剤の研究開発に注力しております。

今後とも、ジェネリック医薬品とともに健全な成長を目指し、皆様により一層信頼していただけるように日々努力、学びを重ねていく所存でございます。

会社概要

会社名 : 東洋堂製薬株式会社

設立 : 平成2年11月

資本金 : 4000万円

代表取締役 : 豊島丈治

所在地 : 〒174-0071 東京都板橋区常盤台1-2-1 常盤台IGビル6F

電話番号 : 0120-121-828

事業内容 : 医療用医薬品の製造・販売・健康食品販売

 **東洋堂製薬株式会社**

私たちは、ジェネリック医薬品への工夫で笑顔を

同じ効き目を保ちながら、より低価格で付加価値のあるくすりが提供できればもっと社会に貢献することができる。東洋堂製薬がジェネリック医薬品にこだわる理由です。ただ低価格だけではなく、もっと飲みやすく、あつかいやすいくすりを多くの方々にお届けしたい。くすりの可能性をひろげるジェネリック医薬品は、もっとたくさんの笑顔をあしたへひろげていきます。

ジェネリック医薬品とは？

病院で処方されるお薬には新薬とジェネリック医薬品、2つの種類があります。

■新薬(先発医薬品)とは

日本で最初に発売されたお薬で、先発医薬品とも呼ばれています。

特許を出願してから20~25年間、開発メーカーが独占的に製造・販売することができます。

■ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは

新薬の特許期間が満了後、厚生労働省の承認を得て製造・販売されるお薬のことです。

新薬に比べて開発費が大幅に削減できるため、新薬と同じ有効成分・同等の効き目でありながら、お薬の価格を低く抑えることができます。そのため患者さん個人の医療費負担を軽くするだけでなく、国全体の医療費削減にも大きく貢献することが期待されています。

薬剤師さんと相談することで、ジェネリック医薬品へ変更することができます。

■薬局で薬剤師さんと相談することで、自分のお薬をジェネリック医薬品にするか、新薬にするかを、選ぶことができます。

処方せんに記載された医薬品にジェネリック医薬品が発売されている場合は、基本的にジェネリック医薬品への変更が可能です。医師がジェネリック医薬品への変更に差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「」又は「」を記載し、「保険医署名」欄に署名または記名・押印します。

つまり、薬局で薬剤師さんと相談することで、自分のお薬をジェネリック医薬品にするか、新薬にするかを、選ぶことができます。

ジェネリック医薬品は、あなたの医療費負担を減らす、リーズナブルなお薬です。

■お薬代の負担でお悩みの方が多いのではないのでしょうか？

医療機関で治療を受ける機会が多くなると、年々医療費が増え、家計への影響が心配されます。特に生活習慣病などこれから長く病気とつきあっていかなくてはいけない患者さんは、お薬を継続して飲みつづけることが大切なため、お薬代は大きく膨らんでしまいます。

そこでジェネリック医薬品です。新薬の開発には、10~15年の年月と150~200億円にのぼる莫大な費用が必要といわれています。一方、ジェネリック医薬品は新薬の有効性・安全性が確立した後に作られるので、開発に要する時間も費用も少なく、安価に製造することができます。中には新薬の半額以下で済むものもあり、患者さん個人の医療費負担を抑えることができます。

新薬と比べると、ジェネリック医薬品は約半額とリーズナブルです。

明日へ広がっていきます。



What is Generic Medicine

ジェネリック医薬品は効き目も安全性も新薬と変わらない、安全性が確保されたお薬です。

■医薬品は薬事法によってさまざまな規制が定められています

安全性はもちろん、製造管理や品質管理などそれぞれの段階で守らなければならない厳しい基準が定められています。ジェネリック医薬品も新薬と同様にその厳しい規制や基準を守って、開発、製造、販売されています。また新薬は、その特許期間が満了するまでに多くの患者さんに使用され、その成分の有効性や安全性が確認されています。ジェネリック医薬品はこうした多くの段階を経て開発されますので、有効性と安全性は十分に確かめられたお薬だといえます。さらに、平成9年から「品質再評価」という制度が実施されており、品質管理はより厳しいものになっています。

有効性と安全性が十分に確認された薬が、新薬の特許期間満了後にジェネリック医薬品として製造・販売されます。

ジェネリック医薬品は、薬剤師と患者さんが向き合い、相談して選ぶお薬です。

■病気は医師・薬剤師だけでも、患者さんだけでも克服できるものではありません。

医師、薬剤師の先生にご相談下さい。互いに相談しあい、互いに病気と向き合ってはじめて健康への道が開ける。そのきっかけに、ジェネリック医薬品が貢献できるのではないかと思います。今まで医薬品を選ぶのは医師・薬剤師にお任せしていました。いまや、医薬品を選ぶことに患者さんが参加する時代です。ジェネリック医薬品を薬剤師と一緒に選び、上手に使うことで、医療費負担を軽くすることができるのです。「ジェネリック医薬品にしてください。」まずこの言葉から始めてみませんか。

※新薬のなかには特許期間が満了していないお薬もあります。また、お薬の種類によってはジェネリック医薬品がない場合もございます。あらかじめご了承ください。

■ジェネリック医薬品は、次のような試験によって効き目や安全性が新薬と同等であると確認されています。

【溶出試験】…医薬品を服用した後、体内に吸収されるためには、1度消化管内の液に溶ける必要があります。溶出試験は、その医薬品の成分が溶け出す速さや濃度を測定する方法で、新薬と同じ割合でジェネリック医薬品からも成分が溶出することを確認します。

【生物学的同等性】…健康な成人が新薬とジェネリック医薬品を服用し、有効成分が血中に入る速度と量を測定します。その結果が同等であれば、治療学的な有効性および安全性も同等であるといえます。

■ジェネリック医薬品は患者さんや医療関係者の皆さまの声に応えます。

薬局でもらうお薬の中で改善してもらえたらいいな、と思うことはありませんか？ジェネリック医薬品には、様々な工夫を加えて患者さんが飲みやすくなったと感じる製品、医療関係者の皆さまが調剤しやすい製品の開発を行っています。

生産・品質管理



■充実した生産設備

医療のニーズに幅広くお応えするために、アンプルおよびバイアルの凍結乾燥製剤、粉末充填製剤、溶液製剤やプレフィルドシリンジ製剤、キット製剤、バッグ製剤など、多様な無菌製剤を製造しています。

これからも製剤技術の向上に努め、製剤工夫はもちろんのこと、包装や飲みやすさにいたるまでさまざまな工夫で、患者さんや医療関係者の皆様に喜ばれる医薬品をお届けしていきます。



■GMP・GQPに基づく品質管理を徹底

医療用医薬品業務のすべての過程に、国が定めた厳重な品質管理基準が適用されています。「医薬品及び医薬部外品製造管理及び品質管理の基準(GMP)」や「医薬品等の品質管理の基準(GQP)」など、国が定めた厳重な基準に適合。原材料から最終製品までの品質、製造を支援するシステム(水、製造環境)、製造過程の手順などを一貫して管理する体制を整備しています。

また、「医薬品等の製造販売後安全管理の基準(GVP)」を遵守。さらに「医薬品の製造販売後の調査及び試験実施の基準(GPSP)」に則り、製造販売後調査を独自に実施しています。

【品質を守る設備】

無菌試験アイソレーターにより、人や環境などに由来する微生物汚染を完全にシャットアウトし、信頼性の高い無菌試験を保証します。また超高速液体クロマトグラフィーにより、従来の何倍も早く、精度の高い分析が可能となり、試験効率を高めています。





無担保轉換社債型新株予約権付社債



概要説明書兼お申し込み書

発行：東洋堂製薬株式会社

社債について

■ 社債の基本

定期預金よりも金利が高く、株式よりはリスクは小さな「社債」。聞いたことはあるけどよくわからない、どこで買えるのかもわからない、という人が多いのではないのでしょうか。今回は、社債の基本をご紹介します。

■ 社債って何？

社債は、「企業が発行する債券」のことです。基本形の「普通社債」のほか、一定の条件で株式に転換できる「転換社債型新株予約権付社債」、弁済の優先順位が低いかわりに高利回りの「劣後債」などがあります（この記事では、普通社債を中心に解説します）。

「公社債」という言葉もよく聞きますが、これは「公共債&社債」という意味あって、「公社債」という名前の債券があるわけではありません。広く債券全体を指すので、「公社債」と「債券」は同じ意味と考えてもよいでしょう。

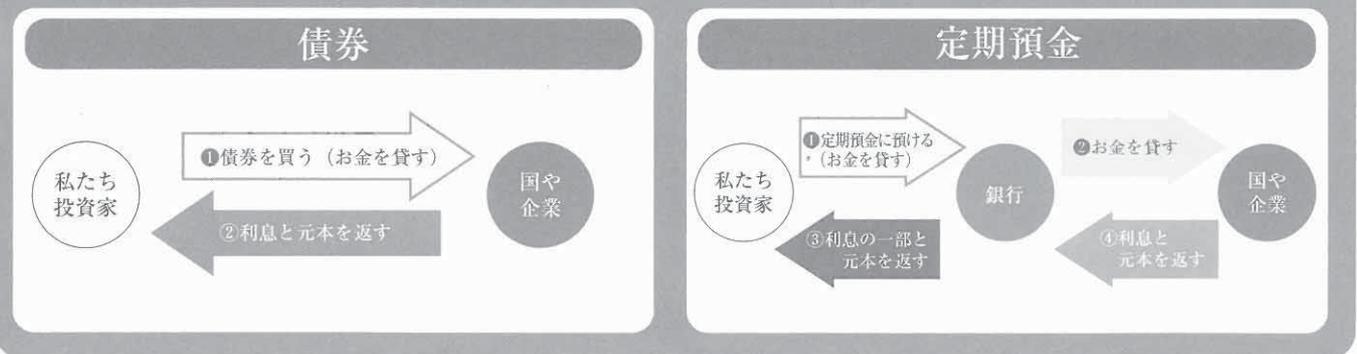
■ 定期預金は銀行が間に入っている分、受け取れる利息が少ない

債券を買うということは、債券を発行した国や企業に「お金を貸す」ということです。

国や企業は債券を買ってくれた人たちが払ったお金を使って、公共事業や設備投資などを行います。そして満期がきたら、そのお金を返します。ただお金を貸して欲しいといっても誰も貸してくれないでしょうから、定期的に2.75%の利息を払いますという約束をし、貸す人（債券を買う人）にもメリットがあるようにします。

その「いつになったら、いくら返します。借りている間、2.75%の利息を払います」という約束事を形にしたのが債券です。債券は、発行する国や企業と、購入した人との間の借金の借用書なのです。

債券と定期預金の違い



銀行などの預金も、預けるという漢字を使っていますが、実は「銀行にお金を貸している」と同じです。銀行は、顧客から借りたお金を、国や企業などに「又貸し」します。国や企業は、借りたお金の利息をつけて銀行に返します。銀行は、受け取った利息の中からいくらかを自分でもらい（これが銀行の利益になる）、残りを「預金の利息」として顧客に支払います。

つまり、債券も定期預金も「国や企業に貸し出されている」という点ではいっしょなのですが、定期預金は、銀行が間に入っている分、受け取れる利息が少なく（＝金利が低く）なるのです。



その他、ご不明な点はお気軽に担当者までお尋ねください。

申込み用紙

■ お申込者様について

お名前	ふりがな	お申込者印 	性別 1. 男 2. 女	生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 (満 歳)
					年 月 日
ご住所 (お届け先)	〒□□□□-□□□□ ふりがな 都道 府県				
	ふりがな (マンション・アパート名)				
自宅TEL	() -	携帯電話	() -		
メールアドレス	@				

■ 配当金(利払金)受取口座について

口座名義人	ふりがな	口座お届け出印 	ご入金日			年	月	日
銀行	銀行 信金 信組		支店 出張所		口座番号			
	1. 普通 2. 当座	店番号						
郵便局	通帳記号		通帳番号(右詰)					
	1	0 の						

※ご本人確認の為、公的書類(住民票、パスポート、印鑑証明、運転免許証等)の写し1通を添付してください。

振込口座先	銀行名 みずほ銀行 支店 板橋支店 口座 普) 2825328 名義人 トウヨウドウセイヤクカブシキカイシャ
-------	--------------------------------------------------------

■ 申込内容について

申込単位	5万円 (口)	合計金額	円
------	----------	------	---

本申込書記載事項を承認の上、上記の無担保転換社債型新株予約権付社債を申し込み致します。

ご署名		お申込者印 	担当印